



島根労働局発表
平成27年10月29日

担 当	島根労働局労働基準部賃金室		
	賃金室長 室長補佐 賃金指導官	北尾 正樹 金坂 正也 大塚 仁志	
	TEL 0852-31-1158		

6業種の島根県特定（産業別）最低賃金が改定されます

ー最大25円の引上げとなるなど、対象となる全産業で
前年度を上回る引上額となっておりますー

島根労働局（局長 古田 宏昌）は、6業種の特定（産業別）最低賃金の改定手続を行い、下記のとおり最低賃金が改定されます。

なお、「百貨店、総合スーパー」最低賃金は、5年ぶりの引上げとなります。

（※効力発生は、官報公示日以降となり、「製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業」については、平成27年11月26日から効力が発生することとなります。他の業種については、官報公示次第効力が発生することとなります。）

特定(産業別)最低賃金	時間額	引上額	引上率	最短効力発生予定日
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	813円	20円	2.52%	(発効年月日) 平成27年11月26日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	798円	20円	2.57%	平成27年12月16日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	735円	17円	2.37%	平成27年12月16日
自動車・同附属品製造業	791円	19円	2.46%	平成27年12月18日
百貨店、総合スーパー	729円	25円	3.55%	平成27年12月6日
自動車（新車）小売業	768円	19円	2.54%	平成27年12月2日

(別 紙)

島根労働局では、最低賃金制度及び最低賃金の改正内容について、確実な履行確保を図るため広く県民に周知するとともに、関係機関に対して最低賃金法の遵守を呼びかけます。

1 最低賃金制度

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

島根県特定（産業別）最低賃金は、例年、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員で構成されるそれぞれの業種の島根地方最低賃金審議会専門部会において慎重に審議が行われ、改正決定されています。

2 最低賃金の種類

最低賃金には、以下のとおり「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」があります。

なお、労働者が 2 以上の最低賃金の適用を受ける場合は、金額の高いものが適用されます。

(1) 地域別最低賃金（島根県最低賃金）

地域別最低賃金は、都道府県に 1 つ定められているもので、産業や職種に関わりなく、事業所で働く全ての労働者とその使用者に適用されます。

(2) 特定（産業別）最低賃金

特定（産業別）最低賃金は、関係労使が地域別最低賃金より高い金額の特定（産業別）最低賃金を定めることが必要と認めた産業について、当該産業の基幹労働者とその使用者に適用されるもので、都道府県ごとに定められています。

島根県においては、以下の 6 業種の特定（産業別）最低賃金が定められています。

- ① 製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業
- ② はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
- ③ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- ④ 自動車・同附属部品製造業
- ⑤ 百貨店、総合スーパー
- ⑥ 自動車（新車）小売業

3 過去5年間の改定状況

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	上：引上額	上：引上額	上：引上額	上：引上額	上：引上額	上：引上額
	下：時間額	下：時間額	下：時間額	下：時間額	下：時間額	下：時間額
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	7円	4円	6円	12円	18円	20円
	753円	757円	763円	775円	793円	813円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	4円	3円	6円	11円	17円	20円
	741円	744円	750円	761円	778円	798円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	3円	(注1) 5円	4円	7円	11円	17円
		(注2) 3円				
	688円	(注1) 693円	700円	707円	718円	735円
		(注2) 696円				
自動車・同附属品製造業	4円	3円	5円	9円	12円	19円
	743円	746円	751円	760円	772円	791円
百貨店、総合スーパー	3円	0円	0円	0円	0円	25円
	704円	704円	704円	704円	704円	729円
自動車（新車）小売業	0円	(注3) 5円	6円	12円	17円	19円
		(注4) 3円				
	706円	(注3) 711円	720円	732円	749円	768円
		(注4) 714円				

(注1) 平成23年1月5日に改定されたもの

(注2) 平成23年12月31日に改定されたもの

(注3) 平成23年1月5日に改定されたもの

(注4) 平成23年12月29日に改定されたもの

4 平成27年度の引上額と同額以上の額を引き上げた直近の年度(添付資料の「2 島根県の最低賃金経年表(時間額)」を参照ください。)

	年度	引上額
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	平成4年度	26円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	平成4年度	25円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	平成5年度	18円
自動車・同附属品製造業	平成5年度	19円
百貨店、総合スーパー	平成3年度	29円

自動車（新車）小売業	平成6年度	19円
------------	-------	-----

5 特定（産業別）最低賃金適用対象者数

	事業所数	対象者数
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	14	2,617人
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	110	3,662人
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	77	7,714人
自動車・同附属品製造業	30	2,273人
百貨店、総合スーパー	17	2,780人
自動車（新車）小売業	188	2,355人

資料出所：総務省統計局「平成24年経済センサスー活動調査」

平成24年島根労働局事業所調査

6 業務改善助成金

厚生労働省では、事業場内の時間給800円未満の労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を一人以上40円以上引き上げ、かつ、業務改善（労働能率の増進に資する設備・器具の導入等）を実施した中小企業事業主に対し、引き上げた人数と金額によって上限額100万円から150万円で、助成金を支給します。

（添付資料）

- 1 島根県の最低賃金
- 2 島根県の最低賃金経年表（時間額）
- 3 島根県最低賃金及び特定（産業別）最低賃金の年次別推移（時間額）
- 4 島根県最低賃金及び特定（産業別）最低賃金の年次別推移（時間額・グラフ）
- 5 地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金審議の流れ
- 6 パンフレット「確認しましょう！最低賃金 5つのポイント」
- 7 リーフレット「最低賃金引上げ支援 業務改善助成金」